



回覧に御協力をお願いいたします。

平成28年10月17日

獣医師の皆様へ

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

獣医師法第22条の規定に基づく届出について

獣医師は、獣医師法第22条の規定に基づき、2年に一度の届出が義務付けられており、本年はその届出を行う年になっております。

獣医師免許をお持ちの方は、業務の種類及び内容にかかわらず、平成28年12月31日現在の状況（住所、氏名及び勤務先等）を、必ず平成29年1月1日～1月31日の受付期間中に、お住まいの住所地を管轄する都道府県へ郵送等により届け出てください。

なお、新しい届出様式や記載方法は、農林水産省ホームページを御覧ください。

<詳細について>

農林水産省ホームページ

→ 獣医師法第22条に基づく届出

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>)